

特定医療法人社団 潤恵会
居宅介護支援契約書

_____（以下、「利用者」といいます）と特定医療法人社団潤恵会
ひのき 居宅介護支援センター（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行
う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限
り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者
の同意の上で居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保さ
れるようサービス提供事業者との連絡調整その他便宜の提供を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定の有効期間満了
日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、
契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命
し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成
を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接をして情報を収集し、解決すべき
課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の
情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等
を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対
象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およ
びその家族に説明し、利用者から文章等による同意を受けます。
- (5) 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業
所の紹介を求める事や当該事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

- (6) 利用者が病院等へ入院する場合には居宅における日常生活上の能力や利用していた居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで医療機関における利用者の退院支援に資すると共に退院後の円滑な在宅生活への移行支援を行います。
なお、入院時に利用者より担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関等へ伝える協力を頂く事で医療機関等との早期からの連携を促進していきます。
- (7) 居宅介護支援のサービス提供にあたっては、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、前6月間に当事業者において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合について別紙重要事項説明書にて説明し、署名をもらうものとする。
- (8) 障害者福祉制度の相談支援専門員との綿密な連携
障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害者福祉制度の相談支援専門員と綿密な連携を推進していきます。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業所は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意により居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新の申請および状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（ケース処遇記録の作成）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、この契約の終了後（最終利用月）より5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する第1項に定めた記録の閲覧及び写しの交付を受けることができます。尚、記録の開示請求を行う場合は、別に定める書式を持って請求するものとし、別途手数料が発生します。
- 3 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書等で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書等で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書等で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者が事業所や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合文章等で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援1・2と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合
- 5 事業者は正当な理由がなく居宅介護支援の提供を拒否することはありません。ただし以下の場合は中止させていただくとともに当該区へ状況報告いたします。
 - (1) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受けまたは受けようとした場合
 - (2) 下記のような行為がありハラスメントに該当するとみなされる場合
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
「大声を発する」、「怒鳴る」、「威圧的な態度で文句を言い続ける」等
 - ・性的な嫌がらせ行為
必要もなく体を触る、手を握る等
 - ・その他
自宅住所や電話番号を聞く
ストーカー行為 など

第13条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文章等で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文章等で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（事故時の対応）

事業者は、居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡及び市町村関係窓口へ連絡を行うとともに、その他必要な措置をとります。

第15条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第16条（個人情報の保護）

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第17条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、区市町村、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情等を申し出たことを理由として、不利益な扱いをすることはありません。

第18条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第19条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行します。

第20条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第21条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところにしたがい、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第22条（留意事項）

認知症等により契約に対する意思能力、判断能力が不十分な利用者との契約については、利用者の成年後見人又は、利用者の家族や身元引受人による代理契約となります。又、利用者に麻痺等があり、利用者本人の署名が得られない場合には、上記の方の署名代行となります。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者は署名、事業者は記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

ご家族 住所 _____

氏名 _____ 続柄 () _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 続柄 () _____

事業者 所在地 東京都足立区新田2-16-13

事業者名 特定医療法人社団 潤恵会 ひのき居宅介護支援センター

事業者番号 東京都 1372102895号

代表者名 理事長 柳 沼 征 人 印